［節を削る。］

（内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十八条　内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　［略］

二　内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

三　［略］

四　第五章の三に定めるところにより算出した第十四条第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百三十四条　［略］

［2～5　略］

［項を削る。］

第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十五条の二　標準的手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第四十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第四十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

（内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十八条　［同上］

一　［同上］

二　内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

三　［同上］

四　第五章の三に定めるところにより算出した第十四条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百三十四条　［同上］

［2～5　同上］

6　内部格付手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第四十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目$=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。